

公益社団法人青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公印省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について

このことについて、令和6年10月3日付け6消安第2240号で農林水産省消費・安全局長から下記のとおり通知があったのでお知らせします。

記

- 1 国からの通知
別添のとおり
- 2 公布・施行日
令和6年10月3日
- 3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要
 - (1) 牛肉骨粉等のうち、牛の特定部位等の処理工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものを鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格中、馬、豚、鶏又はうずらの項を改正する。
 - (2) 牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準及び表示の基準を改正する。
 - (3) 「たん白」を「たん白質」に改める。
 - (4) (1)の改正を受けて、食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格中、確認済動物由来たん白質の範囲を改正する。
- 4 3の改正に伴い改正した通知
 - (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について
(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。)

- (2) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について
(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。)
- (3) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について
(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。)
- (4) 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について
(平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知。)
- (5) 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について
(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。)
- (6) 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について
(令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知。)

5 飼料の公定規格の一部改正の概要

飼料の公定規格の備考の3の別表第3に、牛のみに由来する肉骨粉(以下「牛肉骨粉」という。)が「肉骨粉(牛肉骨粉、ビーフミール)」として追加され、牛肉骨粉、牛及び牛以外の畜種に由来する肉骨粉(以下「牛混合肉骨粉」という。)等を配合飼料又は混合飼料の原材料とした場合の飼料の品質につき表示すべき事項のうち、原材料名の表示を下記のとおり定めた。

- (1) 牛肉骨粉については、牛肉骨粉、ビーフミール、肉骨粉又はミートボーンミールと表示すること。
- (2) 牛混合肉骨粉(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農水省令第35号)別表第1の2の(1)の表の馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物の項の第2欄のコの規定による確認を受けた製造工程で製造された豚及び家きんに由来する肉骨粉を含む。)については、牛混合肉骨粉、ビーフ混合ミール、肉骨粉、ミートボーンミール又はこれらに準じた原材料名を表示すること。
- (3) (2)に伴い、豚及び家きんに由来する肉骨粉((2)に掲げるものを除く。)については、豚鶏混合肉骨粉、ポーク・チキン原料混合ミール等、豚及び家きんに由来することができる表示とし、肉骨粉、ミートボーンミール又は原料混合肉骨粉と表示しないこと。

担 当：青森県農林水産部畜産課 飼料環境グループ 技師 中村 夏奈 電 話：017-722-1111 (内線：4822) F A X：017-734-8144 E-mail：kana_nakamura@pref.aomori.lg.jp
